

いちき串木野市公共下水道事業経営戦略(案)

団 体 名 : いちき串木野市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 31 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

| | | | |
|-----------------------|---------------------|----------------------------|--------------------|
| 供用開始年度 (供用開始後年数) | 平成4年度 (供用開始後28年) | 法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分 | 全部適用 (令和2年4月1日) |
| 処理区域内人口密度 | 30人/ha | 流域下水道等への 接 続 の 有 無 | 無 |
| 処 理 区 数 | 1処理区 | | |
| 処 理 場 数 | 1箇所(串木野クリーンセンター) | | |
| 広域化・共同化・最適化 実施状況*1 | 実績なし | | |

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

| | | | | |
|---|--|---------|---|---------|
| 一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 【現在の使用料体系(税抜)】 ・基本料金 691円 ・0~10m ³ まで 53円/m ³ ・10~20m ³ まで 86円/m ³ ・20~30m ³ まで 110円/m ³ ・30~40m ³ まで 120円/m ³ ・40~50m ³ まで 129円/m ³ ・50~100m ³ まで 139円/m ³ ・100m ³ ~ 143円/m ³ | | | |
| 業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 一般家庭用と同様である。 | | | |
| その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 公衆浴場汚水として、基本料金 691円、13円/m ³ を徴収している。(税抜) | | | |
| 条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | 平成29年度 | 2,081 円 | 実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | |
| | 平成30年度 | 2,081 円 | | |
| | 令和元年度 | 2,081 円 | | |
| | 平成29年度 | | 平成29年度 | 2,742 円 |
| | | | 平成30年度 | 2,718 円 |
| | | | 令和元年度 | 2,407 円 |

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

| | |
|--------|--|
| 職 員 数 | 6人 |
| 事業運営組織 | 課長補佐1人、下水普及管理係2人、下水建設係3人(うち、会計年度任用職員1人)の体制で事業運営を行っている。 |

(2) 民間活力の活用等

| | | |
|---------|---------------------------------|--|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託 (包括的民間委託を含む) | 塩田雨水ポンプ場について、運転管理の一部、清掃業務の一部、保守点検の全部について、民間委託を行っている。 串木野クリーンセンターについては、運転管理、沈砂・スクリーンかす及び汚泥処理の運搬、清掃業務、分析業務、保守点検の一部について民間委託を行っている。 |
| | イ 指定管理者制度 | なし |
| | ウ PPP・PFI | なし |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4 | なし |
| | イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5 | なし |

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

なし

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

令和元年度の処理区域内人口が10,413人であり、市全域において将来的には減少することが予測され、公共下水道区域内人口は、令和11年度で10,280人、令和31年度で9,850人と予測している。

(2) 有収水量の予測

令和元年度の実績値で1,288千m³となっており、未整備区域の整備及び供用開始区域の水洗化率の向上に伴い、令和11年度で1,424千m³となる見込みである。
令和15年度に1,440千m³とピークを迎えるが、その後の人口減少とともに有収水量は減少し、令和31年度で1,394千m³と予測している。

(3) 使用料収入の見通し

令和元年度で148,412千円(税抜)となっており、財政収支推移結果により、令和4年度以降に料金改定を行う予定である。この結果、令和11年度での使用料収入は、223,843千円(税抜)を見込んでおり、有収水量の増加に伴い、令和15年度には226,246千円(税抜)となる見通しである。
その後は、処理区域内人口の減少に伴い、使用料収入も減少し、令和31年度では、219,181千円(税抜)となる予測である。

(4) 施設の見通し

下水管渠、雨水ポンプ場及び終末処理場について、ストックマネジメント計画の策定により、計画的な改築更新を行う。

(5) 組織の見通し

基本的には、現状組織のままとする。

3. 経営の基本方針

【生活環境の改善及び水質保全の役割を担う下水道サービスを、持続的かつ安定的に提供するための経営基盤を強化します。】

- ・ 効果的・効率的な改築更新
定期的にストックマネジメント計画の見直しを行い、下水道施設の機能を維持すべく、効果的・効率的な改築更新を行います。
- ・ 普及促進・水洗化率の向上
公共下水道事業の計画区域内における水洗化率は、92%程度となっていますが、さらなる向上を目指します。
- ・ 下水道事業の適切な運用
令和2年4月1日に、地方公営企業法の適用を受けており、より適切な事業運営を図り、透明性を持った事業経営を行います。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

| | |
|--------|--|
| 目 標 | <ul style="list-style-type: none">・未整備区域について、污水管渠の整備を行う。・ストックマネジメント計画策定により、効果的・効率的な改築更新を行う。 |
|--------|--|

| |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 污水管路新設 令和4～7年度に、未整備区域について整備を行う。2. 污水管路改築更新 令和4年度に実施設計を行い、令和7年度より、マンホール蓋の取替え、本管防食工事等を行う。3. 処理場等改築更新 長寿命化計画及びストックマネジメント計画に準拠し、令和2～11年度において設計・施工を行う。 |
|--|

② 収支計画のうち財源についての説明

| | |
|--------|---|
| 目 標 | <ul style="list-style-type: none">・下水道使用料について、定期的な料金改定を視野に入れる。・雨水処理負担金、他会計補助金及び他会計出資金については、総務省による通知「地方公営企業繰出金について」の定める基準に基づき、一般会計部局と調整を図り、適切な繰入を行う。・建設改良費に係る財源は、国庫補助金及び企業債を充当する。・収支予測において収入<支出となる場合は、他会計出資金により補填する。 |
|--------|---|

| |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 使用料収入 総務省が提示している、地方財政措置の要件は3,000円(月/20m3)であるため、令和4年度以降に使用料の改定を行い、収支のバランスを図る。2. 一般会計繰入金 上述のとおり、総務省による通知「地方公営企業繰出金について」の定める基準に基づき、適正な繰入金を算定する。3. 建設改良の財源 国庫補助金と企業債を主とし、一部、受益者負担金を充当する。4. 企業債償還金返済による不足額 他会計出資金により補填する。 |
|--|

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

| |
|-----|
| なし。 |
|-----|

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

| | |
|------------------------------|---|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項 | 鹿児島県主導で実施している広域化・共同化の検討会などへ参加することで、下水道事業における広域化・共同化の可能性を意識しながら継続的な検討に努める。 |
| 投資の平準化に関する事項 | なし |
| 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど) | なし |
| その他の取組 | なし |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|--------------------------|
| 使用料の見直しに関する事項 | 令和4年度以降に、使用料の改定を行う予定である。 |
| 資産活用による収入増加の取組について | なし |
| その他の取組 | なし |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--|------|
| 民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | 予定なし |
| 職員給与費に関する事項 | なし |
| 動力費に関する事項 | なし |
| 薬品費に関する事項 | なし |
| 修繕費に関する事項 | なし |
| 委託費に関する事項 | なし |
| その他の取組 | なし |

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

| | |
|---------------------|---|
| 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項 | PDCAサイクルを働かせる必要があることから、概ね5年ごとに見直しを行い、経営戦略の事後検証及び更新を行う予定である。 |
|---------------------|---|